

## 2024年度の役員改選を行いました

当協会は、第75回「定時会員総会」において2024年度の協会役員として理事28名の選任を行い、同日開催した理事会において、正副会長を右表のとおり決定しました。

理事名簿や正副会長の略歴等は当協会ウェブサイト ([https://www.chiginkyo.or.jp/association/opinion\\_infomation/information/001321.html](https://www.chiginkyo.or.jp/association/opinion_infomation/information/001321.html)) をご覧ください。



会長	常陽銀行	頭取 秋野 哲也 (新任)
副会長	池田泉州銀行	頭取 鶴川 淳 (新任)
	東邦銀行	頭取 佐藤 稔 (新任)
	横浜銀行	頭取 片岡 達也 (新任)
	静岡銀行	頭取 八木 稔 (新任)
	全国地方銀行協会	専務理事 川上 尚貴 (再任)

## 「地方銀行における環境・気候変動問題への取り組み」を公表しました

当協会は、環境・気候変動問題に対する地方銀行の取り組みを支援する活動を行っています。その一環として、5月15日、「地方銀行における環境・気候変動問題に関する取り組み」としてレポートを取りまとめ・公表しました。本レポートは年1回公表しており、今回で4回目となります。

本レポートでは、以下の4点について紹介しています。

- ①地方銀行全体の取り組み状況：銀行における態勢整備や、取引先に対する支援等の状況。
- ②個別銀行の主な取り組み事例：環境・気候変動問題への対応に資する投融資の具体的な事例等。

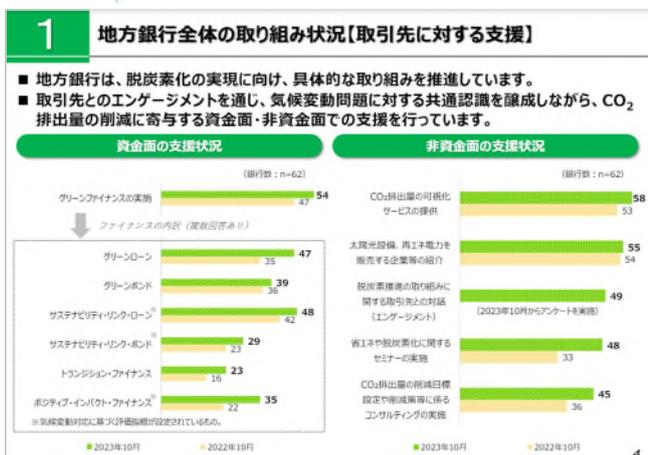
- ③当協会による地方銀行への取り組み支援活動：サポートツールの作成や研修・意見交換会の開催等。
- ④当協会事務局による環境負荷低減活動：Scope 1～3のCO<sub>2</sub>排出量の試算結果等。

当協会は、今後とも、地方銀行の取り組みを支援していくとともに、自らの環境負荷低減活動にも積極的に取り組んでまいります。

詳細は、当協会ウェブサイト ([https://www.chiginkyo.or.jp/regional\\_banks/initiative/environment/](https://www.chiginkyo.or.jp/regional_banks/initiative/environment/)) をご覧ください。



地方銀行全体の取り組み状況のグラフを多数掲載！



### 2 個別銀行の主な取り組み事例【投融資①】

■ 地方銀行は、環境・気候変動問題への対応に資する投融資に積極的に取り組んでいます。

**グリーンローンの取り組み**

- **岩手銀行：東北電力株に対するグリーンローンの実行**  
— 岩手銀行は、2023年4月、東北電力グループの東北自然エネルギーが運営する松川地熱発電所の発電設備の更新工事に係る費用に充当するため、東北電力株に対し、「グリーンローン」を実行しました。
- **横浜銀行：サステナブルファイナンスを通じた地域脱炭素推進の取り組み**  
— 横浜銀行は、さがみはらバイオガスパワー㈱に対し、「SDGxグリーンローン」による資金協力を行い、「さがみはらバイオガスパワー田名発電所」の開始を支援し、2023年11月、同施設が稼働を開始しました。  
— 同施設は、地域の食品廃棄物などを受け入れて、「肥料化」「肥料化」「エネルギー化」することができると国内初のガス・水利用型リサイクル施設で、メタン発酵によって発生させたバイオガスを燃料として発電します。  
<同施設の外観>
- **足利銀行：グリーンローンによる省エネルギー事業支援**  
— 足利銀行は、2023年11月、三菱HCキヤピタル㈱に対し、グリーンローンによる融資を行いました。  
— 本調達資金は、同社がリース契約を締結する栃木県宇都宮市において、市立小・中学校の給食施設および上河内給食センターに導入している給食調理用空気調和機の取得費用に充当されます。  
— 省エネルギー性能に優れた高効率空調機器の導入により、高いCO<sub>2</sub>削減効果が期待できます。

各行の多種多様な取り組みも紹介！

▲「地方銀行における環境・気候変動問題への取り組み」（2024年5月公表）より一部抜粋。

## 「地方銀行2023年度決算の概要」を公表しました

当協会は、2023年度における地方銀行の決算について、概要をとりまとめ、公表しました。

地方銀行62行計で、経常利益は前年同期比+16.0%の1兆1,913億円、当期純利益は+13.5%の8,513億円となりました。

詳細は、当協会ウェブサイト (<https://www.chiginkyo.or.jp/data/result>) をご覧ください。



## 「口座管理法制度」が始まりました

—— 預金口座への付番意思確認にご協力ください

最近口座を開いたら、窓口で「お持ちの口座にマイナンバーを紐付けますか?」と聞かれた。そんな方もいらっしゃるかもしれません。

2024年4月から、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（「口座管理法」）が施行され、金融機関には、窓口やオンラインで口座を開設するお客さまに対し、お客さまが保有する全ての預金口座にマイナンバーを紐付けて管理（付番）するかどうか、確認することが義務付けられました。

預金口座にマイナンバーを付番することにより、今年度末頃には、お客さまが万が一災害等で避難した場合に通帳・キャッシュカードを紛失したとしても、避難先の金融機関からマイナンバーを使ってお客さまの取引金融機関の口座情報を確認することができるようになります。また、お客さまが亡くなられた場合、相続人がお客さまの預金口座をマイナンバーで特定することができるようになります。

現時点では、お客さまが口座開設をお申し込みになった金融機関にある預金口座へのマイナンバーの付番が可能に became ありますが、今年度末頃には、預金口座を複数の金融機関に開設している場合、1つの金融機関への付番のお申し込みにより、複数の金融機関の預金口座への付番が可能になります。また、マイナポータルからも付番の申請もできるようになります。

なお、口座管理法制度では、銀行がお客さまに付番の意思を確認することは義務付けられましたが、付番するかどうかは、あくまでお客さまの判断（本人同意が前提）となります。銀行窓口等での付番意思確認に、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和6年度  
末頃開始!

デジタル庁  
Digital Agency

相続時や災害時の手続きが楽になる

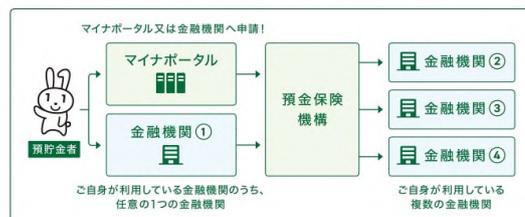
## 口座管理法制度

って知っていますか?

口座管理法制度とは

本人同意を前提とし、複数の金融機関に存在するご自身の預貯金口座を、マイナンバーを用いて管理する制度です。

1 複数の金融機関を利用していても大丈夫です!一度に、全ての金融機関へ預貯金口座を管理する申請を出すことができます。



2 マイナンバーを用いて預貯金口座を管理することで、相続時や災害時の手続きが楽になります。



▲ デジタル庁ウェブサイト (<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/explanation/#guidance2.3>) より。



## 国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言

社会全体のデジタル化は、国民生活の利便性を向上させ、官民の業務の効率化や生産性の向上に資するものであり、その推進は、私たちにとって共通の課題です。

これまで、国税当局、地方税当局及び関係団体においては、キャッシュレス納付の利便性向上と普及促進に向けて、様々な取組を進めてまいりました。また、金融界においても、税・公金収納の効率化・電子化に向けて、様々な関係者に働きかけを行ってまいりました。

こうした取組のもと、キャッシュレス納付の利用割合については、年々上昇傾向にありますが、未だ普及の余地が大きい状況にもあります。

より多くの方々がキャッシュレス納付の恩恵を享受し、誰一人取り残されることのないデジタル社会を実現できるよう、また、事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化が実現できるよう、私たちが一層連携し、協力して取り組んでいくことが重要であると認識しています。

私たちは、こうした共通認識のもと、キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共同して推進していくことを宣言します。

令和6年5月30日

### [共同宣言者]

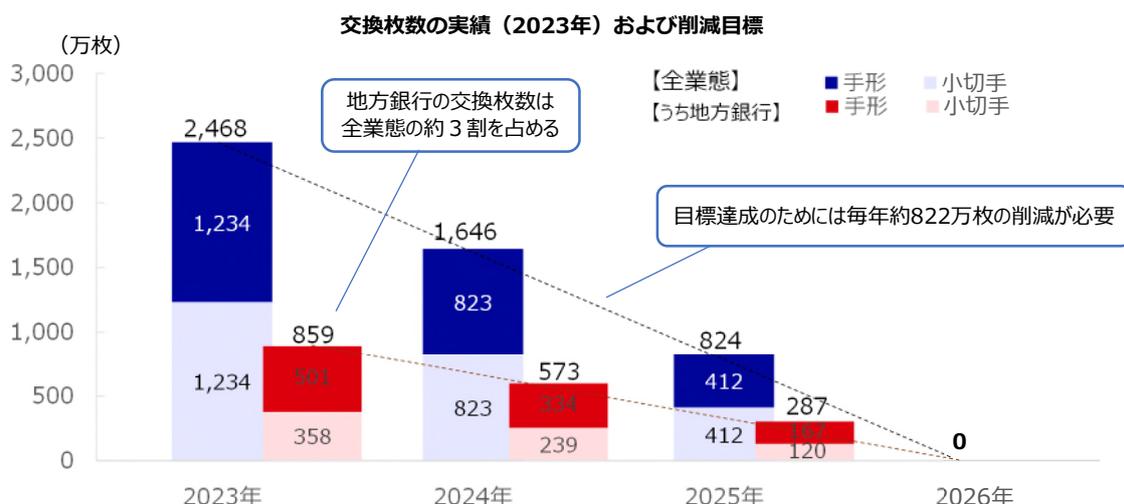
日 本 銀 行	日 本 税 理 士 会 連 合 会
一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会	一 般 社 団 法 人 全 国 青 色 申 告 会 総 連 合
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会	公 益 財 団 法 人 全 国 法 人 会 総 連 合
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会	全 国 間 税 会 総 連 合 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会	全 国 納 税 貯 蓄 組 合 連 合 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会	公 益 財 団 法 人 納 税 協 会 連 合 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会	全 国 知 事 会
農 林 中 央 金 庫	全 国 市 長 会
日 本 マ ル チ ペ イ メ ン ト ネ ッ ト ワ ー ク 推 進 協 議 会	全 国 町 村 会
日 本 マ ル チ ペ イ メ ン ト ネ ッ ト ワ ー ク 運 営 機 構	地 方 税 共 同 機 構
金 融 庁	総 務 省
	国 税 庁

## 統計グラフ

# 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組み状況

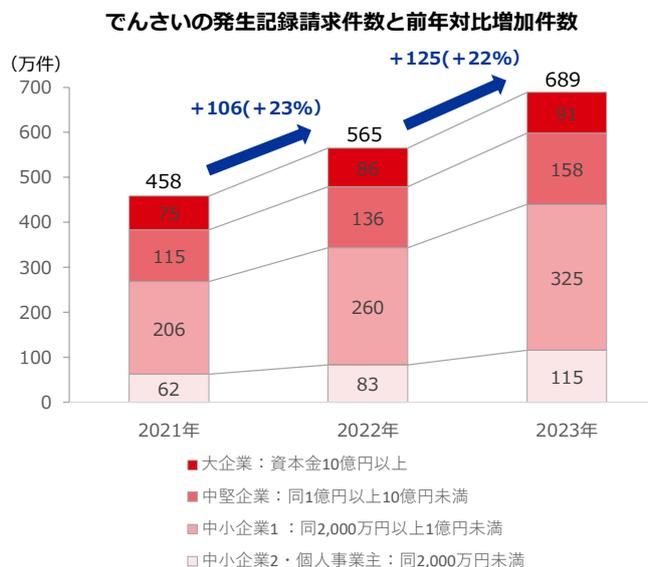
企業・金融機関双方の事務負担の削減・生産性向上の観点から、政府は約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化の方針を示しています。

金融界は、政府方針を踏まえ、「2026年度末までに交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」取り組みを進めています。足元の交換枚数は2,468万枚で、目標達成のためには、今後、毎年約822万枚の削減が必要です。



▲ 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（事務局：全銀協）「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書（2023年度）」等より当協会作成（以下のグラフも同じ）。

地方銀行は、紙の手形・小切手を利用している取引先に対し、でんさい（電子記録債権）やインターネットバンキングによる振込といった電子的決済手段への移行が円滑に進められるよう支援を行っています。でんさいの発生記録請求件数は、中小企業を中心に年々増加しています。紙の手形・小切手を利用されている方は、ぜひ、早めの切り替えをお願いいたします。



地銀協レポート Vol.13 2024年6月12日公表

一般社団法人全国地方銀行協会  
 〒101-8509  
 東京都千代田区内神田3-1-2  
 TEL 03-3252-5170  
<https://www.chiginkyo.or.jp/>



地銀協レポートをお読みいただき  
 ありがとうございます。  
 ご意見・ご感想をお聞かせください。

地銀協公式X（旧Twitter）でも、地銀界や  
 会員銀行の取り組みを紹介しています。  
 ぜひフォローしてください！

